

中小企業信用保険法 第2条5項5号（イ）認定条件・必要書類等について

【認定条件】

1. 法人の本店登記場所（個人事業者は主たる事業所）が玉東町であること（個人事業者で、代表者住所が玉東町外で事業所住所が玉東町内の場合は可）
2. 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高が前年同期の売上高に比べて5%以上減少していること。認定要件は以下の3通り。（時限的な運用緩和が有り）

（イー１） 業種がすべて「指定業種」のとき

最近3か月間の「全体」の売上高が、前年同期比で5%以上減少していること

（イー２） 主たる業種が「指定業種」のとき

最近3か月間の「主たる業種」の売上高と、「全体」の売上高の、それぞれが前年同期比で5%以上減少していること（（イー１）に該当する場合を除く）

（イー３） 複数の業種があり、「指定業種」もあるとき

最近3か月間の「指定業種」の売上高合計と、「全体」の売上高の、それぞれが前年同期比で全体の5%以上減少していること（（イー１）、（イー２）に該当する場合を除く）

【提出書類】

☐ 1	認定申請書（（イー１）～（イー３）のいずれか）	2部
☐ 2	月別売上表	
☐ 3	玉東町で事業を行っていることがわかる書類 （法人の場合：履歴事項証明書、個人の場合：確定申告書の写しなど）	
☐ 4	売上高等確認表における最近及び前年3か月間の売上高が分かる資料 （月別売上表、試算表、売上台帳、売上明細書、確定申告書等）	
☐ 5	委任状 （金融機関等による代理申請により提出する場合）	

【注意事項・その他】

- 提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- 後日、書類の追加提出をお願いする場合があります。
- 書類の不足、指定外業種、その他の諸条件により認定が受けられない場合があります。
- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会における金融上の審査があります。
- 業種の産業分類について不明な場合は、「日本標準産業分類(平成25年10月改定版)」にて検索してください。
- 指定業種は数か月おきに改定されます。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。

【認定窓口・お問い合わせ先】 玉東町 産業振興課

〒869-0303 玉名郡玉東町大字木葉 759 番地

電話番号：0968-85-3113 FAX：0968-85-3116